



厚生労働省
栃木労働局発表
平成24年11月14日(水)

問い合わせ先
栃木労働局
職業安定部職業対策課
課長 大野 充 人
担当者
障害者雇用担当官 蓬田 繁
電話 028-610-3557

平成24年 障害者雇用状況の集計結果 (平成24年6月1日現在)

厚生労働省では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成24年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表いたします。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は1.8%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、栃木労働局が栃木県内の雇用義務のある事業主などに報告を求めているものです。

なお、法定雇用率は平成25年4月1日に改定することとしています（民間企業の場合は1.8%→2.0%）

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率 1.8%）

- ・雇用障害者数 2,880.5 人と過去最高を更新（対前年比 3.6%（99.5 人）増加）
- ・実雇用率は 1.59%（対前年比で 0.01 ポイント上昇）
- ・法定雇用率達成企業の割合は 49.5%

<公的機関>（同 2.1%、都道府県などの教育委員会は 2.0%）

- ・栃木県：雇用障害者数 118 人、実雇用率 2.31%
- ・栃木県教育委員会：雇用障害者数 199.5 人、実雇用率 1.66%
- ・市町：雇用障害者数 305.5 人、実雇用率 2.34%
- ・市町教育委員会：雇用障害者数 23 人、実雇用率 2.97%

→実雇用率はいずれも前年を上回った

<独立行政法人など>（同 2.1%）

- ・雇用障害者数 16 人、実雇用率 2.24%

【障害者雇用状況報告の集計結果（概要）】

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

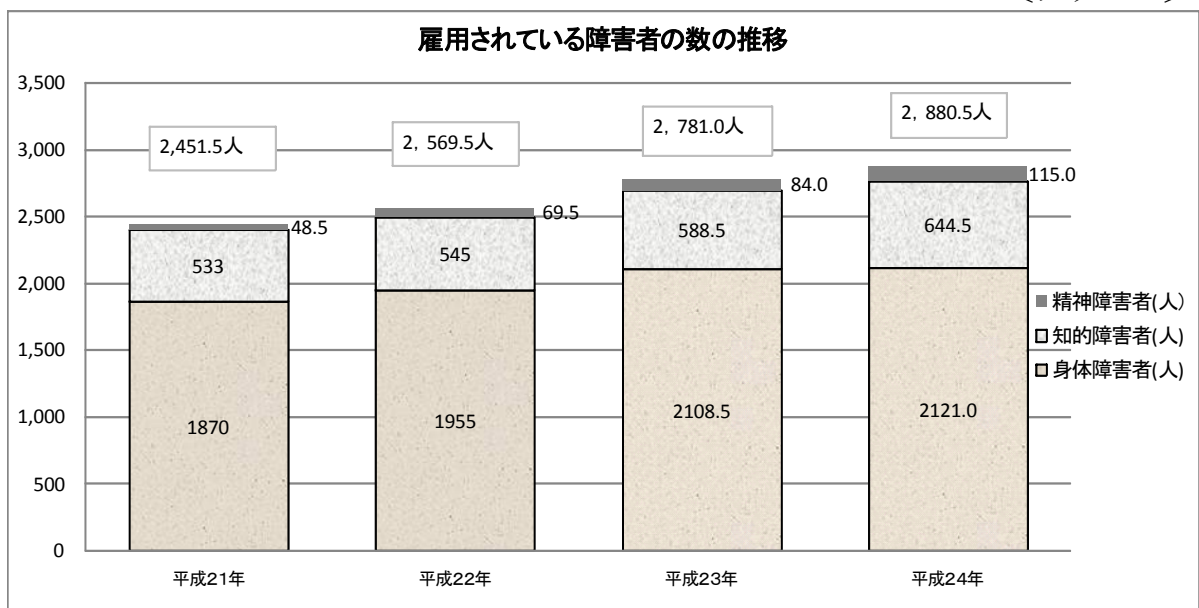
民間企業（56人以上規模の企業：法定雇用率1.8%）に雇用されている障害者の数は、2,880.5人で、前年より3.6%（99.5人）増加し、過去最高となった。

雇用者のうち、身体障害者は2,121.0人（対前年比0.6%増）、知的障害者は644.5人（同9.5%増）、精神障害者は115.0人（同36.9%増）といずれも前年より増加し、特に精神障害者が大きく増加した。

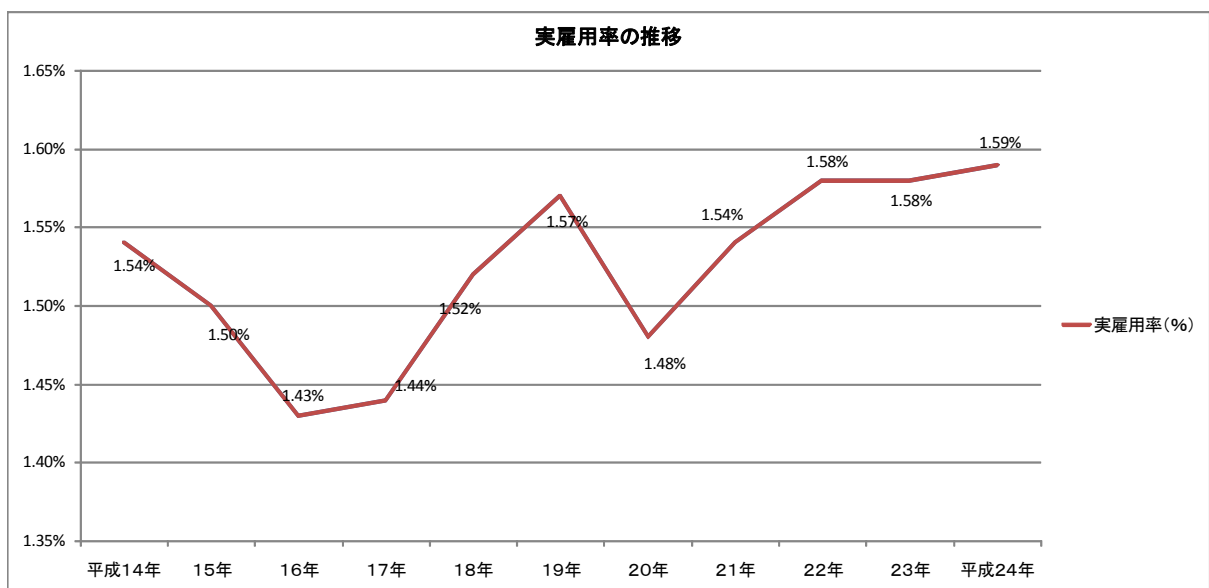
実雇用率は1.59%（前年1.58%）、法定雇用率達成企業の割合は49.5%（同49.7%）であった。

〔別添資料1〕

〔グラフ1〕



〔グラフ2〕



○ 企業規模別の状況

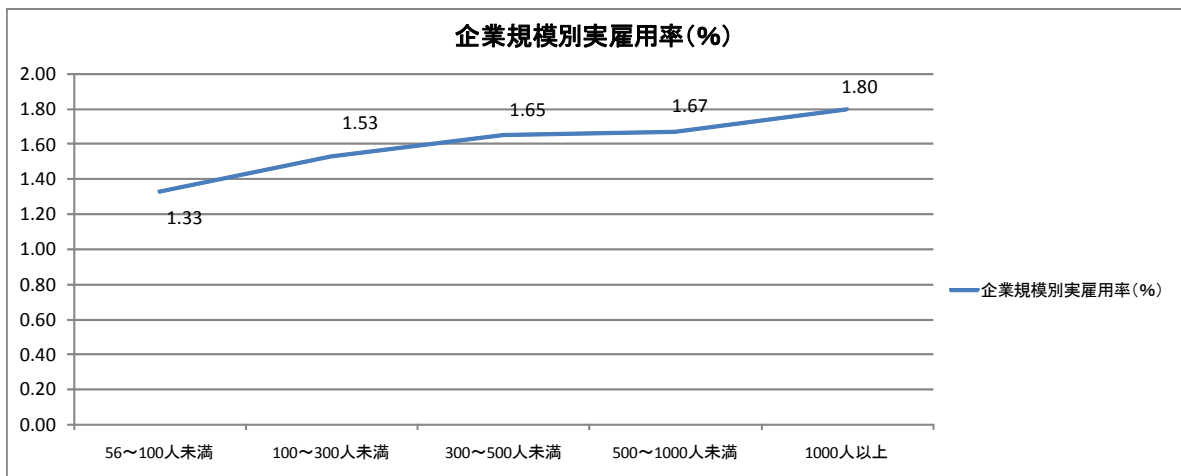
企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、100人～300人未満規模企業及び1000人以上規模企業で前年より増加し、56人～100人未満規模企業、300～500人未満規模企業、500人～1000人未満規模企業で前年より減少した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.59%）と比較すると、

- ・ 300～500人未満規模企業（1.65%）、500～1000人未満規模企業（1.67%）、1,000人以上規模企業（1.80）については上回った。
- ・ 56～100人未満規模企業（1.33%）、100～300人未満規模企業（1.53%）については下回った。
- ・ なお、法定雇用率達成企業の割合は100～300人未満規模企業、300～500人未満規模企業、1000人以上規模企業において前年より上昇した。

[別添資料2]

[グラフ3]



○ 産業別の状況

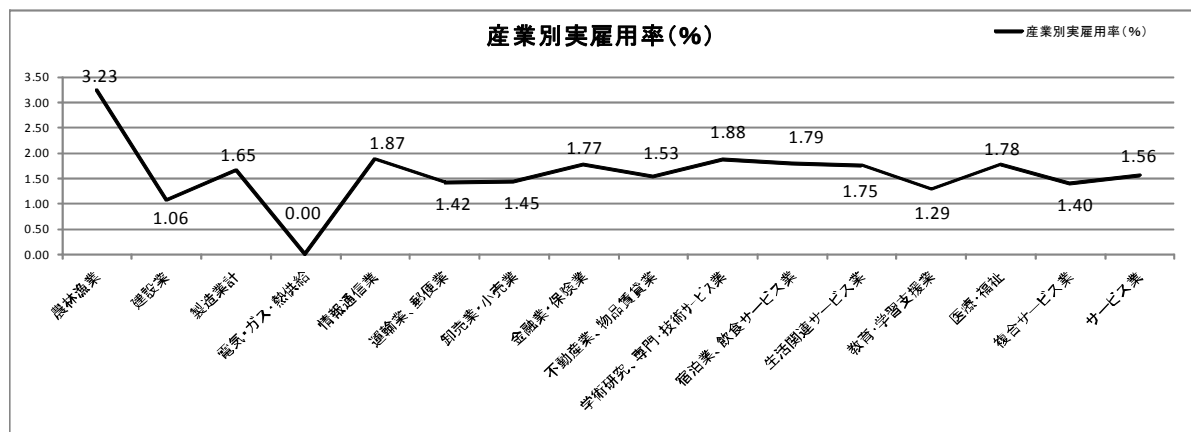
産業別にみると、雇用されている障害者の数は、製造業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産・物品賃貸業、医療・福祉、複合サービス事業の業種で前年よりも増加した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.58%）と比較すると、

- ・ 農林漁業（3.32%）、製造業（1.65%）、情報通信業（1.87%）、金融業・保険業（1.77）、学術研究・専門技術サービス業（1.88%）、宿泊業飲食サービス業（1.79）、生活関連サービス業（1.75%）、医療・福祉（1.78%）で上回った。
- ・ 上記以外の業種では下回った。

[別添資料3]

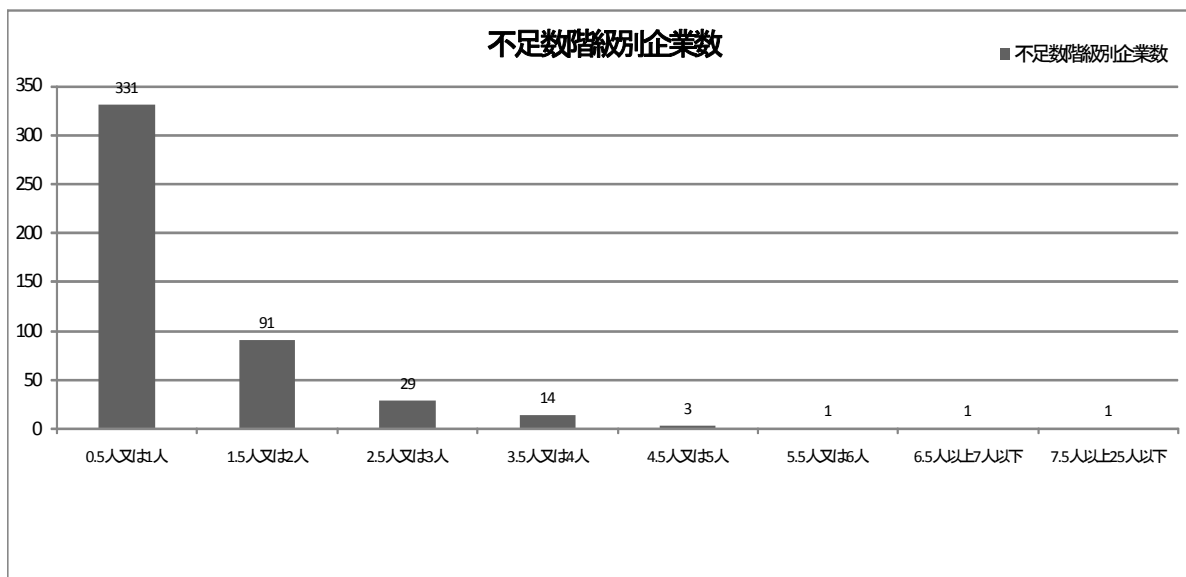
[グラフ4]



○ 法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業は471社。そのうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）が、70.3%（331社）と過半数を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は、66.7%（314社）となっている。〔別添資料4〕



2 公的機関における在職状況

○ 県の機関

県の機関（法定雇用率 2.1%）に在職している障害者の数は 127.0 人で、前年より 3.7%（4.5 人）増加しており、実雇用率は 2.27%と前年に比べ 0.10 ポイント上昇した。2 機関のうち 1 機関が法定雇用率未達成となっている。

〔別添資料5〕〔別添資料6-1〕

○ 市町の機関

市町の機関（法定雇用率 2.1%）に在職している障害者の数は 305.5 人で前年より 1.0%（3.0 人）増加しており、実雇用率は 2.34%と、前年に比べ 0.01 ポイント上昇した。26 機関すべてが法定雇用率を達成している。

〔別添資料5〕〔別添資料6-1〕

○ 県市町の教育委員会

2.0%の法定雇用率が適用される県の教育委員会に在職している障害者の数は 199.5 人で前年より 18.4%（31.0 人）増加しており、実雇用率は 1.66%と、前年に比べ 0.26 ポイント上昇した。2.1%の法定雇用率が適用される市町の教育委員会に在籍している障害者の数は 23 人前年より 8.0%（2.0 人）減少しており、実雇用率は 2.97%と前年に比べ 0.57 ポイント上昇した。8 機関のうち 1 機関が法定雇用率を達成していない。

〔別添資料5〕〔別添資料6-2〕

3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（法定雇用率 2.1%）に雇用されている障害者の数は 16.0 人で前年より 11.1% (2.0 人) 減少しており、実雇用率は 2.24% と前年に比べ 0.09 ポイント減少した。このうち、国立大学法人に雇用されている障害者の数は 15.0 人で前年より 15.4% (2.0 人) 増加しており、実雇用率は 2.63% と前年に比べ 0.39 ポイント上昇した。2 機関のうち 1 機関が法定雇用率未達成となっている。

〔別添資料 5〕〔別添資料 6 - 2〕

民間企業における年度別障害者雇用状況

(別添資料1)
各年6月1日現在

項目 年	②		③ 障害者の数										④		⑤ 雇用率達成企業 数 (割合)		
	企業数	法定雇用 障害者数 の算定 基礎となる 労働者数	A 重度 身体障害 者	B 重度以外 の身体障 害者	C 重度身体 障害者で ある短時 間労働者	D 重度身体 障害者以 外である 短時間労 働者	E 身体障害 者計 (A×2 +B+C+D× 0.5)	F 重度 知的障害 者	G 重度以外 の知的障 害者	H 重度知的 障害者で ある短時 間労働者	I 重度知的 障害者以 外である 短時間労 働者	J 知的障害 者計 (F×2 +G+H× 0.5)	K 精神 障害者	L 精神障 害者であ る短時間 労働者		M 精神 障害者計 (K+L×0.5)	N 合 計 (E+J+M)
平成12年	568	115,571	438	641	6	-	1,523	49	162	3	-	263	-	-	1,786	1.55%	285 (50.2%)
平成13年	575	115,777	458	654	7	-	1,577	57	177	3	-	294	-	-	1,871	1.62%	289 (50.3%)
平成14年	599	119,592	452	613	10	-	1,527	60	193	3	-	316	-	-	1,843	1.54%	285 (47.6%)
平成15年	613	120,529	438	628	14	-	1,518	54	176	1	-	285	-	-	1,803	1.50%	294 (48.0%)
平成16年	629	130,749	453	638	13	-	1,557	59	191	3	-	312	-	-	1,869	1.43%	284 (45.2%)
平成17年	649	136,314	463	689	18	-	1,633	56	220	2	-	334	-	-	1,967	1.44%	310 (47.8%)
平成18年	659	136,825	484	695	18	-	1,681	67	242	8	-	384	5	7	2,073.5	1.52%	311 (47.2%)
平成19年	751	147,641	530	749	25	-	1,834	85	271	7	-	448	26	11	2,313.5	1.57%	363 (48.3%)
平成20年	850	160,467	529	762	37	-	1,857	93	291	5	-	482	29	18	2,377.0	1.48%	368 (43.3%)
平成21年	824	158,877	531	767	41	-	1,870	103	312	15	-	533	36	25	2,451.5	1.54%	390 (47.3%)
平成22年	840	162,420	563	793	36	-	1,955	95	345	10	-	545	54	31	2,569.5	1.58%	413 (49.2%)
平成23年	881	175,895.0	611	822	36	57	2,108.5	110	335	18	31	588.5	66	36	2,781.0	1.58%	438 (49.7%)
平成24年	933	181,153.5	610	827	42	64	2,121.0	114	375	21	41	644.5	95	40	2,880.5	1.59%	462 (49.5%)

注1 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数とは常用労働者数から除外労働者数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者等が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

注2 ③A欄、F欄の重度障害者(身体・知的)については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、D欄、I欄の重度以外の身体、知的障害者である短時間労働者及びL欄の精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行い、計を算出している。

民間企業における規模別障害者の雇用状況

(別添資料2)
平成24年6月1日現在

項目	① 企業数	② 常用労働者数	③ 短時間労働者数	④ 常用労働者総数 (②+③×0.5)	⑤ 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	⑥ 障害者の数											⑦ 雇用率 (⑥N÷⑤×100) (%)	⑧ 雇用率達成企業数 (割合)	⑨ 法定雇用障害者数に不足する障害者数			
						A 重度身体障害者	B 重度以外の身体障害者	C 重度身体障害者ある短時間労働者	D 重度身体障害者以外である短時間労働者	E 身体障害者計 (A×2+B+C+D×0.5)	F 重度知的障害者	G 重度以外の知的障害者	H 重度知的障害者ある短時間労働者	I 重度知的障害者以外である短時間労働者	J 知的障害者計 (F×2+G+H×0.5)	K 精神障害者				L 精神障害者ある短時間労働者	M 精神障害者計 (K+L×0.5)	N 合計 (E+J+M)
規模別																						
56～100人未満	397	29,140	2,748	30,514.0	29,746.0	65	103	7	12	246.0	28	71	5	6	135.0	11	10	16.0	397.0	1.33	176 (44.3%)	213.5
100～300人未満	413	63,354	6,071	66,389.5	62,020.5	187	281	16	20	681.0	44	116	10	28	228.0	31	15	38.5	947.5	1.53	216 (52.3%)	311.5
300～500人未満	65	23,261	2,290	24,406.0	22,785.0	85	103	5	10	283.0	14	47	4	1	79.5	11	4	13.0	375.5	1.65	38 (58.5%)	68.0
500～1000人未満	43	27,655	4,060	29,685.0	27,918.0	94	129	9	8	330.0	19	83	1	2	123.0	12	1	12.5	465.5	1.67	23 (53.5%)	62.5
1000人以上	15	38,746	4,256	40,874.0	38,684.0	179	211	5	14	581.0	9	58	1	4	79.0	30	10	35.0	695.0	1.80	9 (60.0%)	29.0
合計	933	182,156	19,425	191,868.5	181,153.5	610	827	42	64	2,121.0	114	375	21	41	644.5	95	40	115.0	2,880.5	1.59	462 (49.5%)	684.5

民間企業における産業別障害者の雇用状況

平成24年6月1日現在(別添資料3)

① 項目	② 企業数	③ 常用労働者数	④ 短時間労働者数	⑤ 法定雇用基礎となる障害者数 職数定数の	⑥ 障害者の数										⑦ 実雇用率(%)	⑧ 雇用率達成企業数	⑨ 法定雇用障害者数に不足する障害者数			
					A 重度身体障害者	B 重度以外の身体障害者	C 重度身体障害者である短時間労働者	D 重度以外の短時間労働者	E 身体障害者計(A×2+D×0.5+B×0.5)	F 重度知的障害者	G 重度以外の知的障害者	H 重度知的障害者である短時間労働者	I 重度以外の短時間労働者	J 知的障害者計(F×1.2+G×0.5)				K 精神障害者	L 精神障害者短時間	M 精神障害者計(K+L×0.5)
規程別																				
農林漁業	2	372	0	372.0	3	6	0	0	12.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.23	2	0.0
鉱業、採石、砂利採取業	3	355	4	336.0	1	0	0	0	2.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.60	1	3.0
建設業	27	4,616	44	3,779.0	11	16	0	0	38.0	0	1	0	0	1.0	1.0	2.0	2.0	1.06	11	24.0
製造業計	311	53,212	1,766	53,899.0	174	277	6	6	634.0	40	128	7	3	216.5	33	10	88.5	1.65	160	214.0
食品・たばこ	49	8,383	778	8,772.0	14	38	1	1	67.5	4	48	2	2	59.0	6	1	6.5	1.52	24	42.5
繊維工業	7	646	18	655.0	1	3	0	0	5.0	0	0	0	0	0.0	1	1	1.5	0.99	2	5.0
木材・家具	10	1,868	40	1,888.0	4	12	0	0	20.0	3	7	0	0	13.0	2	0	2.0	1.85	8	3.0
パルプ・紙・印刷	13	1,569	73	1,605.5	6	14	1	0	27.0	14	12	4	1	44.5	0	2	1.0	4.52	8	4.5
化学工業	21	2,721	81	2,761.5	7	11	0	0	25.0	6	6	0	0	18.0	4	1	4.5	1.72	13	9.0
窯業・土石	10	979	76	1,017.0	2	3	0	0	7.0	0	0	0	0	0.0	0	1	0.5	0.74	2	8.5
鉄鋼	4	710	6	589.0	7	3	0	0	17.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	2.89	3	1.0
非鉄金属	12	1,721	11	1,726.5	3	12	0	1	18.5	1	1	0	0	3.0	2	0	2.0	1.42	6	7.0
金属製品	28	3,123	24	3,135.0	3	14	0	0	20.0	2	6	0	0	10.0	1	0	1.0	0.99	10	24.0
電気機械	22	8,339	139	8,408.5	41	41	1	1	124.5	1	10	0	0	12.0	5	0	5.0	1.68	14	19.0
その他機械	93	17,593	290	17,738.0	72	90	3	3	238.5	6	27	1	0	40.0	4	3	5.5	1.60	45	65.5
その他	42	5,560	230	5,675.0	14	36	0	0	64.0	3	11	0	0	17.0	8	1	8.5	1.58	25	25.0
電気・ガス・熱供給	2	175	2	176.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.00	0	2.0
情報通信業	7	3,964	26	3,977.0	25	15	0	0	65.0	0	4	0	1	4.5	5	0	5.0	1.87	5	2.0
運輸業・郵便業	48	8,078	1,345	7,163.5	22	37	2	6	86.0	3	6	0	1	12.5	3	0	3.0	1.42	25	33.0
卸売業・小売業	127	34,401	6,970	37,886.0	113	123	11	20	370.0	19	103	2	12	149.0	25	10	30.0	1.45	49	120.0
金融業・保険業	13	8,078	925	8,540.5	47	50	1	4	147.0	0	2	0	0	2.0	2	1	2.5	1.77	8	7.5
不動産業、物品賃貸業	11	3,303	128	3,365.0	16	18	0	0	50.0	0	0	0	0	0.0	1	1	1.5	1.53	5	7.5
学術研究、専門・技術サービス業	9	959	231	1,074.5	4	6	0	2	15.0	1	0	1	1	3.5	1	1	1.5	1.88	5	3.5
宿泊業・飲食サービス業	25	3,092	1,582	3,882.0	10	9	2	2	32.0	6	19	4	0	35.0	2	1	2.5	1.79	15	12.0
生活関連サービス業	40	4,231	699	4,580.5	8	12	0	1	28.5	13	25	0	1	51.5	0	0	0.0	1.75	19	26.5
教育・学習支援業	18	10,378	171	7,902.5	27	44	0	2	99.0	0	2	0	0	2.0	1	0	1.0	1.29	5	38.0
医療・福祉	189	28,650	2,761	25,038.5	98	106	10	12	318.0	19	60	6	10	109.0	13	13	19.5	1.78	112	100.0
複合サービス業	11	4,834	81	4,874.5	19	26	1	0	65.0	0	0	0	0	0.0	3	0	3.0	1.40	5	18.0
サービス業	90	13,458	2,690	14,327.0	32	82	9	9	159.5	13	25	1	12	58.0	5	3	6.5	1.56	35	73.5
合 計	933	182,156	19,425	181,153.5	610	827	42	64	2,121.0	114	375	21	41	644.5	95	40	115.0	1.59	462	684.5

民間企業における障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

(別添資料4)
平成24年6月1日現在

項目	① 法定雇用率未達成 企業の数	② 不 足 数							③ 障害者の数が0人である企業数	
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人又は5人	5.5人又は6人	6.5人以上7人以下		7.5人以上25人以下
規模別										
56～100人未満	221	221	0	0	0	0	0	0	0	219
100～300人未満	197	97	81	17	2	0	0	0	0	95
300～500人未満	27	9	4	6	6	2	1	0	0	0
500～1000人未満	20	3	5	4	5	1	0	0	0	0
1000人以上	6	1	1	2	1	0	0	0	1	0
合 計	471	331	91	29	14	3	1	1	1	314

注1 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならぬ障害者の数である。

公的機関における障害者の雇用状況

(別添資料5)
平成24年6月1日現在

項目 機関名	① 機 関 数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	③				E 計 (A×2+B+C+D×0.5)	④ 実 雇 用 率 (③E÷②×100)%	
			A 重度障害者(身体・ 知的) (1週間の所定労働 時間が30時間以 上)	B 重度以外の障害者 (身体・知的・精神) (1週間の所定労働 時間が30時間以 上)	C 重度障害者である 短時間職員(身体・ 知的) (1週間の所定労働 時間が20時間以上 30時間未満)	D 重度以外の障害 者で短時間勤務職 員(身体・知的・精 神) (1週間の所定労働 時間が20時間以上)			
県	知事部局	1	5,099	36	46	0	0	118.0	2.31
	警察本部	1	501.5	2	3	1	2	9.0	1.79
	計	2	5,600.5	38	49	1	2	127.0	2.27
市町	市	14	11,172.5	66	127	2	2	262.0	2.35
	町	12	1,869.0	10	23	0	1	43.5	2.33
	計	26	13,041.5	76	150	2	3	305.5	2.34
教育委員会	県	1	11,992.0	45	107	1	3	199.5	1.66
	市	5	670.0	5	9	0	0	19.0	2.84
	町	2	105.5	1	2	0	0	4.0	3.79
計	8	12,767.5	51	118	1	3	222.5	1.74	
地方独立行政法人等	2	713.0	3	10	0	0	16.0	2.24	
合 計	38	32,122.5	168	327	4	8	671.0	2.09	

○県の状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
知事部局	5,099	118.0	2.31	0.0	
警察本部	501.5	9.0	1.79	1.0	(注4)

○市町の状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
宇都宮市	2,791.0	66.0	2.36	0.0	
足利市	966.0	22.0	2.28	0.0	
栃木市	1,114.0	29.0	2.60	0.0	
佐野市	770.0	18.0	2.34	0.0	
鹿沼市	648.0	15.0	2.31	0.0	
日光市	879.0	21.0	2.39	0.0	
那須烏山市	269.0	6.0	2.23	0.0	
小山市	966.0	20.0	2.07	0.0	
真岡市	412.0	9.0	2.18	0.0	
大田原市	724.5	16.0	2.21	0.0	
矢板市	263.0	5.0	1.90	0.0	
那須塩原市	758.0	20.0	2.64	0.0	
さくら市	326.0	9.0	2.76	0.0	
下野市	286.0	6.0	2.10	0.0	
上三川町	219.0	4.0	1.83	0.0	
益子町	118.0	2.0	1.69	0.0	
茂木町	128.0	2.0	1.56	0.0	
市貝町	65.0	1.0	1.54	0.0	
芳賀町	134.0	2.0	1.49	0.0	
壬生町	212.0	5.0	2.36	0.0	
野木町	172.0	4.0	2.33	0.0	
岩舟町	155.0	5.0	3.23	0.0	
塩谷町	111.0	3.0	2.70	0.0	
高根沢町	112.0	4.5	4.02	0.0	
那珂川町	227.0	6.0	2.64	0.0	
那須町	216.0	5.0	2.31	0.0	

(注1) ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

(注2) ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

(注3) ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(注4) 栃木県警察本部においては、11月1日現在において、障害者の数10人実雇用率1.99%、不足数0.0人となっている。

(別添資料6-2)

○県教育委員会の状況(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
栃木県	11,992.0	199.5	1.66	39.5	

○市町教育委員会の状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
佐野市	156.0	4.0	2.56	0.0	
鹿沼市	125.0	2.0	1.60	0.0	
小山市	189.0	4.0	2.12	0.0	
真岡市	115.0	3.0	2.61	0.0	
下野市	85.0	6.0	7.06	0.0	
壬生町	51.0	3.0	5.88	0.0	
高根沢町	54.5	1.0	1.83	0.0	

○地方独立行政法人等の状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
南那須地区広域行政事務組合	142	1.0	0.70	1.0	
宇都宮大学	571	15.0	2.63	0.0	

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | | |
|---------------|-------|---|-------------------------------------|-------|
| ○ 民間企業 | …………… | 〔 | 一般の民間企業 …………… | 1. 8% |
| | | | (56人以上規模の企業) | |
| | | | 特殊法人等 …………… | 2. 1% |
| | | | 〔 | 〕 |
| | | | 労働者数48人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等 | |
| ○ 国、地方公共団体 | …………… | | | 2. 1% |
| | | | (48人以上規模の機関) | |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …………… | | | 2. 0% |
| | | | (50人以上規模の機関) | |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

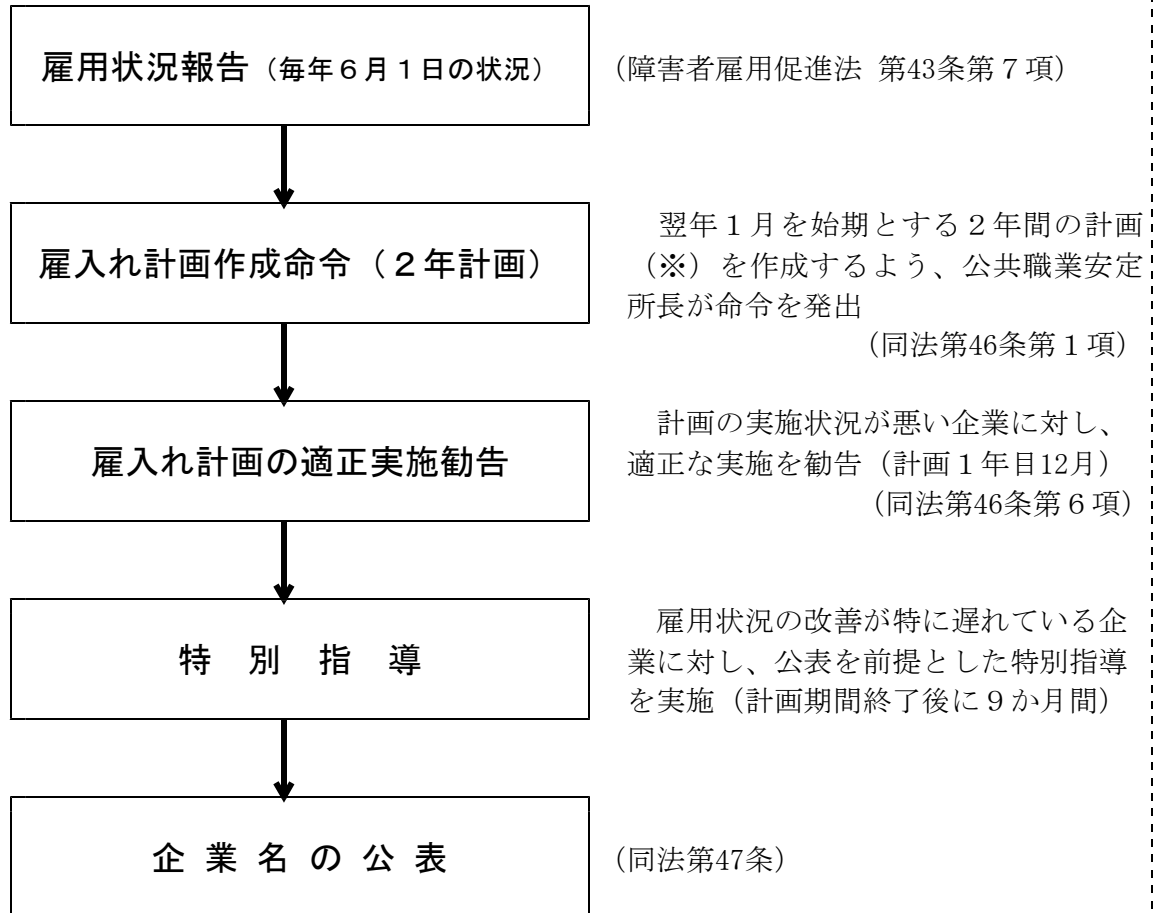
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 法定雇用率については、平成25年4月1日に改定することとしており、それぞれ、一般の民間企業：1.8%→2.0%、特殊法人等、国、地方公共団体：2.1%→2.3%、都道府県等の教育委員会：2.0%→2.2%となる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 平成23年度の実績
 - * 「雇入れ計画作成命令」の発出 363社
 - * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 165社
 - * 「特別指導」の実施 80社
- 雇入れ計画を実施中の企業 980社 (23年度末現在)
- 企業名の公表
 - 平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、18年度 2社、19年度 3社 (うち1社は再公表)、20年度 4社、21年度 7社 (うち1社は再公表)、22年度 6社 (うち2社は再公表)、23年度 3社 (うち1社は再公表)

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。
事業主の皆さまは、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	2.0%
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	2.2%

障害者雇用率制度とは…

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者※の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者※の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中の人も含みます。

ご注意! 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から**50人以上**に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者※を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
- ・ 障害者雇用状況の報告
- ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出

など



Q1. なぜ障害者雇用を進める必要があるのでしょうか？

A1. 障害者雇用を進めていく根底には、「共生社会」実現の理念があります。障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要です。

なお、障害者雇用率制度に基づく雇用義務を履行しない事業主は、法律に基づき、雇入れ計画作成命令などの行政指導を受けるとともに、その後も改善が見られない場合、企業名が公表されます。

Q2. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

A2. 「障害者に向いている仕事」「向いていない仕事」というものではなく、一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職までさまざまな職種で雇用されています。

(参考)障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

Q3. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A3. 障害者雇用納付金制度※においても、平成25年4月1日から新しい法定雇用率が適用されます。従って、平成26年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（平成25年4月から平成26年3月までの申告対象期間）から新しい法定雇用率で算定していただくこととなります。

※ 障害者雇用納付金制度とは…

法定雇用率を下回っている事業主(従業員200人超)から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給する制度です。

障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備など、経済的負担が伴います。この納付金制度は、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的としています。

Q4. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A4. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、さまざまな支援制度をご利用いただけます。まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

<利用可能な支援の例>

- 障害者雇用に関する各種相談、職業紹介 → ハローワーク
- 職場定着支援、事業主への助言 → 地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
- 各種助成金 → ハローワーク、高齢・障害・求職者雇用支援機構

(参考)厚生労働省ホームページ

トップページ「分野別の政策」>雇用・労働 >雇用 >施策情報「障害者雇用対策」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

